（別紙６）

新宿区立環境学習情報センター及び新宿区立区民ギャラリー指定管理者候補団体の選定に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新宿区立環境学習情報センター（以下「センター」という。）及び新宿区立区民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の指定管理者となるべき団体（以下「指定管理者候補団体」という。）の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

（選定評価委員会の設置）

第２条　指定管理者候補団体を選定評価するため、新宿区立環境学習情報センター及び新宿区立区民ギャラリー指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（選定評価対象）

第３条　委員会は、センター条例第７条第２項及びギャラリー条例第５条第２項の規定により申請した団体（以下「申請団体」という。）の選定評価を行うものとする。

（組織及び委員の構成）

第４条　委員会は、次に掲げる者につき、環境清掃部長が委嘱し、又は任命する委員５人をもって組織する。

(1)　新宿区環境審議会委員　１人

(2)　中小企業診断士　１人

(3)　公認会計士　１人

(4)　新宿区職員　２人

２　委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

３　委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

４　委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

５　委員の任期は、別に定める。

（委員会）

第５条　委員会は、委員長がその議長となる。

２　委員長は、委員定数の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

３　委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（所掌事務）

第６条　委員会は、次条の選定評価の基準に照らし、センター及びギャラリーの管理を行わせるに最も適当と認める団体という観点から、申請団体の選定評価を行う。

（選定評価）

第７条　申請団体の選定評価は、センター条例第８条第１号から第４号並びにギャラリー条例第６条第１号から第４号に掲げる基準に照らし、以下の項目において行う。

(1)　申請団体について

ア　経営状況等

イ　事業実績

ウ　熱意・意欲

(2)　提案内容について

ア　施設・物品維持管理

イ　指定事業（限定型）

ウ　指定事業（提案型）

エ　貸室業務等

オ　人員配置

カ　収支

キ　その他評価すべき事項

（選定評価方法）

第８条　委員会は、前条の規定による評価を次のとおり行う。

⑴　第一次評価

委員会は、前条第１号及び第２号に規定する評価の対象となる事項を書類により評価する。

⑵　第二次評価

委員会は、前号の規定による評価の結果、評価の高い上位３団体による事業計画の内容についてのプレゼンテーションにより評価する。

（選定）

第９条　区長は、前条による評価の結果、評価の最も高い団体を指定管理者候補団体として、次いで評価の高い団体を次点として選定する。

（庶務）

第 10 条　委員会の庶務は、環境清掃部環境対策課が処理する。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成 15 年 12 月 15 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 17 年 11 月 11 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 20 年 8 月 21 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年 7 月 5 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 8 年 5 月 14 日から施行する。